

京都市ファミリーサポートセンター		注意事項	
会 員 証 [依頼会員]			
会員番号		1 援助の依頼及び提供はセンターを通してください。	
氏 名		2 援助活動中は必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。	
生年月日 昭和 年 月 日		3 援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を他に漏らしてはいけません。	
有効期限 平成 年 月 日		4 援助活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従ってください。	
上記の者は、京都市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明します。		5 援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。	
京都市ファミリーサポートセンター長		6 この会員証は他人に貸すことや、譲渡したりすることはできません。	
		7 この会員証を紛失した時又は変更が生じた時には、直ちにセンターへ連絡してください。	
		8 援助活動中に事故等が生じた時は、速やかにセンターへ連絡ください。	
		京都市ファミリーサポートセンター TEL (075) 682-6238 FAX (075) 682-6263	

京都市ファミリーサポートセンター 会 員 証 [提供会員] 会員番号 氏 名 生年月日 昭和 年 月 日 上記の者は、京都市ファミリーサポートセンターの 会員であることを証明します。 平成 年 月 日 京都市ファミリーサポートセンター長	注意事項 1 援助の依頼及び提供はセンターを通してください。 2 援助活動中は必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。 3 援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはいけません。 4 援助活動の実施や報酬の授受については、センターの会則に従ってください。 5 援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。 6 この会員証は他人に貸すことや、譲渡したりすることはできません。 7 この会員証を紛失した時又は変更が生じた時には、直ちにセンターへ連絡してください。 8 援助活動中に事故等が生じた時は、速やかにセンターへ連絡ください。 京都市ファミリーサポートセンター TEL (075) 682-6238 FAX (075) 682-6263
--	--